

平成30年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター第1回通常理事会議事録

- ・日 時 平成30年5月15日（火） 13：30～15：10
- ・場 所 鳥取県人権文化センター2階 会議室（鳥取市扇町21）
- ・出席者数 12名（内訳：理事11名、監事1名）
- ・出席者名簿 別紙のとおり
- ・議 題 別添資料のとおり

事務局 ただいまから、平成30年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第1回通常理事会を開会いたします。

はじめに会議定足数について申し上げます。本日は理事15名中、11名の理事さんにご出席をいただいております。定款第32条の規定により本理事会が成立しましたことをご報告いたします。本日は、政田監事にもご出席をいただいております。また、3月の総会で選任された野間田理事も今日からご出席をいただいております。

事務局 それでは、当センター田中会長からご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。野山の木々をわたる風もさわやかで新緑もまぶしい、気持ちの良い季節となっていました。皆様には何かと忙しい中、このように都合をつけてご出席いただき有り難うございます。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されて2年経つわけですが、障がいの有り無しによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて努力して参りたいと日頃考えているところです。そうした点からも、この3月に開催された平昌パラリンピックで様々な障がいと向き合う日本人選手の活躍がめざましく共生社会の実現に向けて大きな力になったと感じています。

また、ここに来て朝鮮半島をめぐる動きが活発で世界がどう変わっていくのか、状況が読めませんけれども、米朝首脳会談がいよいよ開催されるということで、北朝鮮をめぐる動きに目が離せない状況です。この機会に拉致問題の進展があることを期待しますが、特に本県出身の拉致被害者の松本京子さんらの無事帰国を願っています。

今日は主に平成29年度の事業報告、決算についてご審議をお願いします。多くのご意見をいただき、本日の理事会を実りあるものにしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局 次に、議長の選出ですが、定款第31条の規定により、理事会の議長は会長が行うことになっております。では、田中会長よろしくお願ひします。

- 議長 定款の規定により議長を務めさせていただきます。皆様には円滑な議事進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、議事に入ります。日程の都合により、政田監事さんから監査報告をお願いします。
- 政田監事 去る4月27日に、当センターにおきまして、本川監事さんと私とで、平成29年度鳥取県人権文化センターの業務及び収支決算について、監査をさせていただきました。その結果を申し上げますと、帳簿並びに証拠書類を監査した結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 政田監事さん、ありがとうございました。
- 議長 続いて、議案第1号「平成29年度事業報告及び収支決算について」事務局から説明してください。
- 事務局 (議案第1号「平成29年度事業報告及び収支決算について」説明)
- 議長 ただいま説明のありました議案第1号「平成29年度事業報告及び収支決算について」ご意見、ご質問等はございませんか。
- 榎島理事 16頁に前受会費は「H30年度運転資金のための会費として」と書いてありますが、これはどういう意味ですか。未収会費は回収できていますか。また、着ぐるみは固定資産に該当するのですか。その償却期間は何年ですか。
- 事務局 前受会費は次年度の運転資金の一部に充てるという意味です。未収会費はすべて支払われています。また、着ぐるみは固定資産に該当し、償却期間は5年です。
- 大谷理事 3頁の「『共に生きる社会』をめざして」の聞き取り調査報告書は、デリケートな内容なので配布は限定的だということですか。または、予算の関係で冊数が限られたということですか。
- 事務局 予算の関係で印刷部数に限界があったということが一つです。事例で聞き取りをさせていただいた方には冊子にすることは了解いただいておりますが、障がいをめぐってやり取りしている内容や相手方のことも考えて、配布は慎重にしたところです。報告書の内容自体は、障がいがあって生きるということは一体どういうことなのかということを理解していただくと

いうか、一人のケースではありますが、その方の生き方だったり生活体験を通して知っていただくという意味では障がい者の人権問題に関わっている人にかかるわらず啓発を行っている方々に読んでいただきたいものになっています。まずは県、市町村の人権啓発の担当課に配布して、そこからそれぞれの地域の啓発者に読んでいただきたいと考えています。

大谷理事 「教材化」と書いてあるので、一般の人も見られる副読本のようなものを想像したわけです。そうではなく教える側の参考資料ということなのですね。

事務局 最終的には研修の中で使っていただくような教材になるかどうかという検討も含めて、今後の反応も見ながら、ネット等でこれを配信する可能性も含めて考えて行きたいと思っています。

谷口理事 5頁の一般生活相談ということについてです。例えば医師会に電話がかかってくる中で、医師とか病院のことであれば答えますが、歯科医のことはうちではありませんとか、それは県庁の医療相談支援センターにいらっしゃいとか、振り分けをしてほかを紹介するケースもあります。本来、センターの範疇のものとして対応したものとセンターの範疇ではないということでおかを紹介したものとの内訳はわかりますか。

事務局 一般生活相談でそれぞれのケースについて専門機関を紹介することはしていますが、それがセンターの範疇かどうかの整理はしていません。一般生活相談の多くは、精神に障がいを持っておられて日々の色々な人のやりとりのなかでちょっととしたことで揺らいだり、それを深く悪い方にとってくよくよされて誰かに話を聞いて欲しいということで来所される方が多いです。

谷口理事 電話にはナンバーディスプレーが出ますから、重たい相談や何度もかけてくる人はわかります。センターにもクレーマーのように同じ人が何度もくることがありますか。

事務局 複数のところに相談に行っておられる方も中にはおられます、ほかを紹介しても話が聞いてもらえないとかで結局行き着く先がセンターの人権相談という方もいます。そういう方は、どうしても昔のことが心から離れず不平を口にするばかりで解決にならないこともあります。

議長 他に質問はありませんか。ないようですから、議案第1号は議決されました。原案どおり総会にお諮りすることとします。

議長 次に、議案第2号「平成30年度補正予算（案）」について、事務局から説明してください。

事務局 （議案第2号「平成30年度補正予算（案）」について説明）

議長 ただいま説明のありました議案第2号について、ご意見、ご質問等はございませんか。

理事 （意見なし）

議長 では、議案第2号を原案どおり総会にお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

理事 （異議なし）

議長 ありがとうございました。議案第2号は議決されましたので、原案どおり総会にお諮りすることとします。

事務局 次に、議案第3号「役員の選任（案）について」事務局から説明してください。

事務局 （議案第3号「役員の選任（案）について」説明）

議長 ただいま説明のありました「役員の選任（案）について」ご意見、ご質問等はございませんか。

理事 （特になし）

議長 ご意見等がないようですので、議案第3号「役員の選任（案）について」を総会に諮ることとしてよろしいでしょうか。

理事 （異議なし）

議長 ありがとうございました。議案第3号は議決されました。

第3号議案に関し、新たな会長、副会長、常務理事の選定は、総会で理事の皆様が選出された後に、一時総会を中断し、新理事の皆様で臨時の理事会を開催して行っていただくこととしています。また、この臨時の理事会の開催については、定款第30条第5項の規定に基づき開催させていただくことを予定しており、本日ご出席の理事及び監事の皆様には、ご同意をいただけますでしょうか。

- 理 事 (異議なし)
- 議 長 ありがとうございました。本日ご欠席の役員の方にありますては、30日の総会時の臨時理事会の開催については、事務局から個別に同意をいただくようにお願いすることとさせていただきますので、併せてご了承をお願いします。
- 議 長 次に、議案第4号「平成30年度定時総会の招集について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (議案第4号「平成30年度定時総会の招集について」説明)
- 議 長 議案第4号のとおり、平成30年度定時総会を開催することとしてよろしいでしょうか。
- 理 事 (異議なし)
- 議 長 ご異議はないようですので、議案第4号のとおり、総会を開催します。
- 議 長 次に報告事項について事務局から説明してください。
- 事務局 人権文化センターと人権教育推進協議会との統合の検討状況について、平成28年4月以降の検討状況についてご報告します。この間、センターと県人教の2者協議を3回、県人権局と県教委人権教育課を交えた4者協議を1回開催しました。その協議内容の論点を別添資料のとおり、「統合に伴い予想される影響」としてまとめて整理しております。
- (資料説明)
- 以上のとおり、統合に伴い期待されるプラス効果は限定的である中、懸念されるマイナス効果が多く、統合は大変困難な状況です。今後は、県人教さんの意向も踏まえて対応していきたいと考えておりますが、大変厳しい状況であると思っています。
- 議 長 ただいまの報告についてのご意見等はありますでしょうか。
- 岡崎理事 県人教として、この問題について事務局の中でも前会長のときから起きた問題でしたので、何回か協議を持ったりしました。結論から言いますと、現時点での統合は困難であると考えております。県人教の組織というのは1958年（昭和33年）に鳥取県同和教育研究協議会という名称で学校教育の教員を中心に組織された自主団体でした。それが1972年（昭

和47年)に市町村同推協等から、学校教育と社会教育を統合した組織をつくるて同和教育の発展を担って欲しいという要請を受けて当時の同和教育推進協議会という組織ができました。その組織で一番大切にしてきたのが「部落解放研究集会」、今で言う「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」ですけれども、集会を通して同和問題を解決する、教育を通して意識の転換を図り解決を図っていくということを一番の主眼にしてまいりました。私たちが大切にしてきたのが、そういう教育による県民の意識改革、それによって部落差別の解消をめざしていく、そういう実践の交流を県民全体に普及していく、そういうことを主眼としてきました。その研究集会がなくなれば、組織の存在意義がなくなるし、そこを軽んじてはいけないと今でも強く思っています。統合によって、時の情勢によって、研究集会が変わってくるということでは統合は受け入れることができないと思っております。現状の中で考えた時に、県人教への補助金は、県教委を通していただいていますから、打ち切られる可能性が高いとか、あるいは事業の内容についても時によって見直しが図られるという見通しがある中で統合について良しとは言えないというのが県人教としての基本的な考え方です。今の時点では統合は難しい、むしろ、はつきりできないと思っております。

谷口理事 県人教は任意団体ですか。センターの定款、役員名簿は手元のありますか、県人教の規約とか役員名簿もあるのでしょうか。

岡崎理事 はい、あります。

福田理事 昨年度も、このことで報告があったのでしょうか。

事務局 統合については、市町村法令外負担金審議会から要請があり、検討していたわけですが、平成28年3月の総会で検討経過の報告をしています。

福田理事 時点の関係で気になるのが、部落差別解消推進法が平成28年12月に施行されましたが、条文の中に「教育及び啓発」ということが盛り込まれている。問題提起があったときにその法律はなかったわけですが、その後にそういうことができてきたときに、「教育及び啓発」の部分を縮小するというようなことはなかなかできないのではないか。まして、元が同和教育研究協議会というところからスタートしたということで、検討のベースが変わってきたのではないかと思います。

議長 平成28年12月に法律が施行された後に、審議会からのコメントはないわけですね。

事務局 部落差別解消推進法が施行された平成28年12月以降は、市町村法令外負担金審議会から統合に関するコメントはありません。

- 福田理事 部落差別解消推進法が施行されたという状況を踏まえても、同じように市町村法令外負担金審議会は「統合せよ」という方向なのかどうか、確認がいるかもしれませんね。
- 事務局 去年の負担金の承認をいただいたときのコメントとしては、今年の10月に開催されるヒアリングで「経過報告を行うこと」というコメントをいただいている。
- 議長 每回コメントがついていますね。
- 事務局 はい、毎回何らかのコメントがついています。
- 亀屋理事 市長会と町村会の中では、「検討中です」という話ですっときているものですから、引き続きよろしくお願ひしますということで返しています。本当に統合が難しいという結論が出るのであれば、そういう説明をしていただければと思います。組織の概要について見させていただいて、質問ですが、人権教育推進協議会の全国組織があるということは、各県にもそういう組織があるわけですね。それから、人権文化センターというのも各県に組織があるのですか。
- 事務局 人権文化センターというような組織が、各県にあるというわけではないです。似たような組織はあるところもあります。
- 岡崎理事 名称は各県によって違いがありますが、全人教に36団体が加盟しています。東北、北海道は加入していません。東京以西が多いです。
- 亀屋理事 統合して事業をやめるということではなく、単純に今そのまま統合するということもあり得るわけですから、そのあたりも踏まえて検討されたらどうかと思います。共通した事業があるので統合すればスリム化できるのではないかということを検討してみたらどうかということ。ここでいろいろ検討されて最終的にではどうなのかと。統合は難しいという報告を今うけましたけれども、本当にそうなのかということを検討していただきたいと思います。
- 岡崎理事 10数年前に人権文化センターと部落解放研究所と同推協の3者の統合問題が出たときに、同推協は統合の条件としてこの3条件が譲れない、これだけは我々の存在意義ということで、このことが新組織の中で可能かという検討をしていただいて、それは難しいという結論になったと聞いています。それならば、統合せずに独立して残る方がいいということで、県の了解もいただき、県教委を通して私たちの方へ補助金をいただいているわけです。その状況が変わっていない時点で統合ということは難しいと考え

- ています。
- 事務局 県人教は、県教委からかなり大きな補助金をいただいています。統合して、社会教育団体ではなくなったから、もう出せないと、統合してみて、県人教に出ている補助金がなくなってしまったではいけません。その分、人権局で保証するとおっしゃっていただければいいのですが、それもなかなか無理な話だと思っています。
- 亀屋理事 補助対象機関が変わることで、新団体に県教委と県人権局の両方から補助金ができるスタイルにできれば、それは問題ないわけですか。
- 事務局 県教委が、新団体になっても補助金を出すということであれば、少しは状況が変わってくると思いますが。
- 亀屋理事 統合することによって、補助金を出すのが難しいという話になるのでしょうか。
- 福田理事 県教委の補助金は、団体に対して出しているのでしょうか、事業に対して出しているのでしょうか。
- 岡崎理事 県からいただいているのは協議会の運営費です。研究集会の方は、参加資料代と県補助金50万円、市町村から80万5千円です。県からいただいている補助金は局長、次長の人事費を中心とした事務局運営費です。
人的保証がなくなれば県人教の組織・人員を確保することができなくなります。
- 亀屋理事 統合することによって事務局長2人が1人になり、その分人事費は減るわけですから。ただ事業をやっていくうえで問題ないということであれば、統合することによってネックになることではないと思います。
- 岡崎理事 県人教が行っている大きな事業は県の研究集会です。約2千人近くの事業ですが、局長、次長の2人でやっています。統合して誰かが兼任してできる問題ではないと思っています。吸収合併して、その中で事業を推進しようと思えば専任の職員2人は必要です。人的に減らすことはできないと思っています。そうすると統合する意味がないという気持ちもあります。
今の体制で、ただ大きな傘の中に入るだけであるなら、独立して今まで事業を推進していきたいということなのです。
- 亀屋理事 事務局長は置かないけれども、人員はそのままで統合するということを考えられると思うのですがどうでしょうか。

岡崎理事 事務局の運営経費は、県教委に見てもらっています。社会教育団体でなくなれば補助金を出すところがなくなるのではないかと思います。

亀屋理事 先ほどの話で、県教委補助金は団体に出すのか、事業に出すのかということだと思います。組織を統一してスリム化するが、県人教から引き継いだ事業は、そのまま引き継いだ人員が継続してやっていくことで棲み分けができると思うのですが。そのあたりを踏まえて検討してくださいということだと思います。「県人教という社会教育団体があるから県教委からの補助金があるんですよ」ということであれば難しい話かもしれません、「事業をやっているから出している」ということであれば名称が変わったとしても出せるのではないかと思います。

中田理事 元々、人権文化センターと県人教の目的そのものが、似ているところはありますが、違うのです。それを統合させるとすると、県人教が取り組んでいる大きな3つの柱を継続してもらえるならば統合も考えられるということなのです。何でもかんでも統合はいやだと言っていない、事業が継続できるならという思いがあるわけです。人権文化センターは、果たしてそれが保証できるかということになると、センターの人員では事業はやれませんから、県人教の事務局長なり次長をそのまま入れていくということになると合併の意味がない。やはり、最初からずっと合併は非常に困難というか無理ではないかと私は聞いています。なぜ、ここになつてどうしても合併をしなくてはという意見が長引くのかなと思います。

県人教の果たした役割は、極めて重要な課題です。こんなことを言うと県人教に水をさすよう言いにくいんですが、私も第1回の部落解放研究集会から何らかの形で1回も欠かさず関わりを持ってきました。最初のスタートは学校教育の取り組みの交流の場でもありました。それだけではなく、のちに社会教育も一緒にやってとなりましたが、残念ながら学校教育の交流の場といえなくなっている。ここが寂しいし、気のもめるところです。ほとんどが、社会教育の取り組みの場となっている。

18年前、2000年12月に施行された人権教育啓発推進法に基づいて取り組むとするならば、やはり県人教の役割は非常に大事だから学校教育の取り組みをもうちょっとと思うのですが、残念ながら、ご存知のように特別措置法が2002年3月に失効した。これを契機に、学校教育現場における同和教育の取り組みというものがどんどん後退してきた。今一度、振り返って、何とか復活をしなくてはいけないのではないか。加えて、一昨年の12月に制定された部落差別解消推進法に基づいて、重要な取り組みとしては、「教育及び啓発」ということが謳われている。

2000年の人権教育啓発推進法ではなかなか具体化が見られないけれども、今日の部落差別解消推進法の具体化を通して学校における同和教育の復活というか取り組みの強化をもう一度考えるべきではなかろうかと思います。だとすれば、そこに県人教の存在、また関わりというものが非常

に重要になってくる。こういったときに合併云々ということよりも県人教は県人教としての役割を果たし、人権文化センターはセンターとしての発展をめざして取り組んでいくという捉え方で考えてもらいたいなと思います。

福田理事 人権文化センターが一本化したとして、そのときに学校現場がちゃんと取り組めるような体制がとれるという自信が持てれば、それもあり得るんだろうけれども。

中田理事 それは中々難しいでしょう。

福田理事 まあ、現実的には難しいですね。

中田理事 最初から、これさえできたらとか、こうすれば合併も可能性があるなどという見方はなかったのです。もう、無理だというほうでずっときたと思うのです。県人教の松井前会長も、「合併したくないではなくて、合併するということは県人教の存在意義が無くなっていくことになる」と言わわれていました。私もその言葉を聞きながら、ずっとこれまでの県人教の取り組み等を見させていただいて、同じ考えに立ったわけです。同じ看板の下で合併したとしても、同じ部門で同じことをやっていては合併した意味がないと思うのです。合併すれば、ワンランクでも上がっていく、発展するという見通しがあればいいのですが、少なくとも前と同じだったなということでは意味がない。むしろ、それぞれの分野で従来どおり頑張っていくことがいいと思います。

議長 貴重なご意見をたくさんいただき、有り難うございました。今日は報告という項目でさせていただきました。本日いただきましたご意見は重く受けとめまして、今後引き続き検討させていただくということで対応していくということでよろしいでしょうか。

理事 (異議なし)

事務局 本日報告させていただいたとおり、統合問題についての検討経過を5月30日の総会で報告させていただいてもよろしいでしょうか。

中田理事 合併という言葉がずっと続いている限り、状況の報告をすることはいいと思いますが、その場で論議とか協議をするのではなく「現状はこうです」とその程度の報告でとどめてはどうでしょうか。

事務局 では、そのようにさせていただきます。

議長 その他で何かありますでしょうか。

理事 (特になし)

議長 予定の議事を終了しました。役員の皆様にはご協力をいただきありがとうございました。後の進行は、事務局にお返しします。

事務局 本日、予定した内容は以上であります。以上をもちまして、本日の理事会を終了します。役員の皆様、ありがとうございました。

平成30年5月15日に開催された平成30年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第1回通常理事会の議事内容は以上のとおりです。

平成30年5月15日

議

長

田中朝子



監

事

政田孝



(別紙)

平成30年度 第1回通常理事会(平成30年5月15日) 役員出欠表

理 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
田 中 朝 子	前 鳥取県連合婦人会会长	○	
前 田 義 機	鳥取県保護司会連合会会长	○	
今 井 久 仁 子	鳥取県民生児童委員協議会理事	×	
中 田 幸 雄	前 部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	○	
岡 崎 周 治	鳥取県人権教育推進協議会会长	○	
杵 島 和 江	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会长	○	
森 田 秀 雄	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	×	
内 田 克 彦	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	×	
谷 口 直 樹	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
大 谷 芳 德	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
野 間 田 憲 昭	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	○	
福 田 忠 司	鳥取県総務部人権局長	○	
亀 屋 愛 樹	鳥取県市長会事務局長	○	
寺 谷 誠 一 郎	鳥取県町村会監事(智頭町長)	×	
佐 々 木 満 也	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	

○…出席 11名、×…欠席 4名

監 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
本 川 博 孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会长	×	
政 田 孝	税理士	○	

別添資料

平成 30 年度

公益社団法人 鳥取県人権文化センター
第 1 回通常理事会議案

日 時 平成 30 年 5 月 15 日 (火)
午後 1 時 30 分から

場 所 鳥取県人権文化センター 2 階会議室
(鳥取市扇町 21)

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

公
人権

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第 1 号 平成 29 年度事業報告及び収支決算について

議案第 2 号 平成 30 年度補正予算（案）について

議案第 3 号 役員の選任（案）について

議案第 4 号 平成 30 年度定時総会の招集について

4 報告事項

5 そ の 他

6 閉 会